

渋川市監査委員公告第5号

令和5年2月15日渋川市監査委員公告第2号で公表した監査の結果に関する報告について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき  
渋川市長 高木 勉 から措置の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和5年3月13日

渋川市監査委員 田 中 誠

渋川市監査委員 田 邊 寛 治

総 第 1 4 6 号

令和 5 年 3 月 8 日

渋川市監査委員 田中 誠 様

渋川市監査委員 田邊 寛治 様

渋川市長 高 木



監査の結果に関する是正の措置状況について

このことについて、令和5年2月15日付け監第86号監査の結果に関する報告による指摘事項に対し、当該監査の結果に基づき措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり通知します。

。



(様式2)

## 監査の結果に関する措置通知書

建設交通部

区 分	監 査 結 果	措 置 状 況
指摘事項	<p>次のとおり、是正すべき事項が見受けられたので、措置を講じられたい。</p> <p><b>1 建築住宅課</b></p> <p><b>1 受領簿への押印について</b></p> <p>建築確認申請に係る「令和4年度計画通知受領簿（建築物）」の受領欄に押印された受領印の箇所を切り取って、新たに受領簿を作成し直し、貼り付けているものが見受けられた。</p> <p>その理由については定かではないが、偽造したと疑われかねない処理である。</p> <p>今後は、疑念を持たれることのないよう、適切な事務処理を心掛けられたい。</p> <p>(土木管理手数料)</p>	<p><b>1 原因・事実確認</b></p> <p>本件につきましては、計画通知書を手交し申請代理人が受領簿様式に押印した後で、当事者が様式に記載した申請者住所等の情報に誤りがあることに気付いたため、様式の押印部分を切り取り、安易に更新の受領簿様式に貼り付けました。</p> <p>また、申請代理人が押印した受領簿様式は、最初の受付であったことから、押印部分のみ切り取り、破棄しました。</p> <p>この原因は、事務執行に当たり公文書を取り扱う基本的な認識が当事者に不足していたことによるものです。</p> <p><b>2 是正措置・再発防止策</b></p> <p>指摘事項に至った原因及び事実については、真摯に受けとめ、次の是正措置及び再発防止策を講じました。</p> <p>(1) 是正措置</p> <p>課内の職員に対して、本件の事態を周知し、業務において使用する文書は全て公文書であること及び適切な公文書の取り扱いについて指導を行いました。</p>

		<p>た。</p> <p>(2) 再発防止策</p> <p>受領簿様式に申請者情報を転記する際は、正確に行い、かつ、記載後の確認を徹底します。また、記載した情報に誤りがあった場合には、訂正の事実を申請代理人が了承の上、実務者の訂正印を押印し対応いたします。</p> <p>今後は、この取扱を課内で共有し適切な事務を執行します。</p>
--	--	---

※ 「区分」欄は、「勧告」、「指摘事項」、「検討事項」又は「意見」の別を記入